



DD HOLDINGS

**第27回 定時株主総会
招集ご通知**

株式会社DDホールディングス

圧倒的な「カッコよさ」という価値観で すべてのステークホルダーへ「熱狂的な歓喜」を呼び起こす

株式会社DDホールディングス
代表取締役社長

松村 厚久

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

代表取締役社長の松村厚久でございます。

2022年は長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、地政学リスクの顕在化や世界的なインフレなどが、企業経営に大きな影響を与えた一年となりました。

このような中、わたしたちDDグループは、商品やサービスの付加価値の提案、消費需要、ライフスタイルの変化などの外部環境に対応しながら、複数の成長軸をもった持続的な成長と企業価値の向上を果たすことで、早期の復包含め、より多くの還元が可能になると考えております。

株主の皆様には、ブランド（業態、施設）価値創出やESGへの取り組みによる企業価値向上を進めるDDグループの成長と発展にご期待いただくとともに、より一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

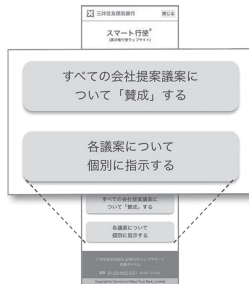
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

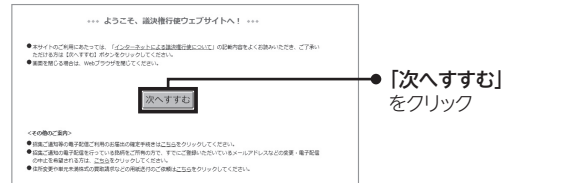
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

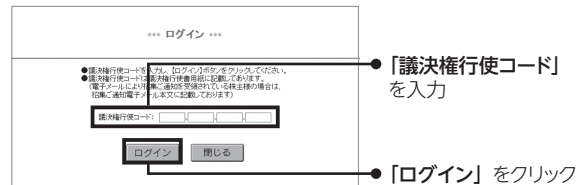
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

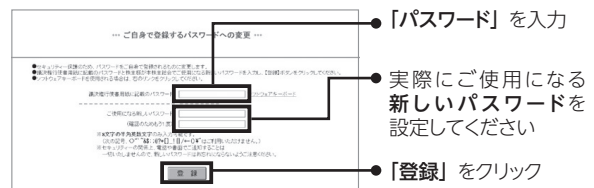
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号: **0120-652-031** (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

証券コード 3073

2023年5月10日

(電子提供措置の開始日 2023年5月1日)

株 主 各 位

東京都港区芝四丁目1番23号

三田NNビル18階

株式会社DDホールディングス

代表取締役社長 松 村 厚 久

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第27回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

[当社ウェブサイト]

<https://www.dd-holdings.com/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

[東京証券取引所ウェブサイト]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(東京証券取引所ウェブサイトアクセスをして、当社名「DDホールディングス」または証券コード「3073」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択の上、「2023年定時株主総会招集通知及び株主総会資料」をご覧ください。)

新型コロナウイルスの感染予防措置を講じた上で開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。書面又はインターネットによる事前の議決権行使につきましても併せてご検討ください。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.dd-holdings.com/ir/>

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月26日（金曜日）午後1時
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目1番1号
ベルサール御成門タワー3階
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場のご案内図」
をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第27期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 当日の懇親会の開催並びにお土産等の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上と、経営体質強化のための必要な内部留保の確保を総合的に勘案した上で、株主の皆様に適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当期の配当につきましては、財務状況を勘案し、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。株主の皆様にご迷惑申し上げますとともに、業績の回復に全社をあげて対処し、早期に復配できますよう努力いたしますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

なお、2022年2月に第三者割当により発行したA種優先株式に係る当期配当につきましては、発行時に定められたA種優先株式の発行要項及び当社定款の定めにもとづく金額での配当を実施いたしたいと存じます。

期末配当に係る事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 - ・普通配当 ：無配
 - ・優先配当 ：A種優先株式1株につき 4,000円00銭
 総額200,000,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年5月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1)当社グループを取り巻く経営環境は急激に変化しており、グループの総合力を強化・発展させる体制構築が急務となっております。こうした状況のもと、各事業の経営管理を主体とした持株会社体制から、各事業で保有する経営資源の相互活用、イノベーション創発の支援を強化する持株会社体制への変革を企図しており、現行定款第1条（商号）を「株式会社DDホールディングス」から「株式会社DDグループ」に変更するものであります。
- (2)当社の連結子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）について事業目的の記載内容の一部の変更を行うものであります。
- (3)当社は、取締役会における重要な業務執行の決定を取締役へ委任することで意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会の軸足をグループ経営の監督に移していくこと、また監査等委員が取締役会の議決権を有することにより取締役会の監督機能の強化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (4)取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、引き続き一部の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能としつつ、現行定款第29条第2項を変更案第29条第2項のとおり変更することで監査等委員もその対象に含まれることを明確にしたものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5)資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第38条として新設するものであります。
- (6)その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は、株式会社DDホールディングスと称し、英文では <u>DD Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社DDグループと称し、英文では <u>DD GROUP Co., Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。
1.~13. (条文省略)	1.~13. (現行どおり)
14. <u>倉庫業</u>	14. <u>コンテナ販売およびコンテナ賃貸業</u>
15.~33. (条文省略)	15.~33. (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第8条 (条文省略)	第6条～第8条 (現行どおり)
(自己株式の取得)	(削除)
第9条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	
第10条～第12条 (条文省略)	第9条～第11条 (現行どおり)
第2章の2 A種優先株式	第2章の2 A種優先株式
第12条の2～第12条の9 (条文省略)	第11条の2～第11条の9 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第19条 当社の取締役は10名以内とする。	第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。
(新設)	② 当社の監査等委員である取締役は3名以内とする。
(選任方法)	(選任方法)
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
②～③ (条文省略)	②～③ (現行どおり)
(新設)	④ 会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

現行定款	変更案
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社は取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社は取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>② (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>業務執行を担当しない取締役（社外取締役を含む。）との間に</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,800万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に</u>、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,800万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(員数) 第30条 <u>当社の監査役は3名以上とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法) 第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期) 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役) <u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知) <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法) <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録) <u>第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程) <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等) <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	(監査等委員会規程)
	第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第40条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第41条 <u>会計監査人の報酬等は、取締役社長が、監査役会の同意を得て定める。</u>	第36条 <u>会計監査人の報酬等は、取締役社長が、監査等委員会の同意を得て定める。</u>
第7章 計算	第7章 計算
第42条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
(期末配当金)	(削除)
第43条 <u>当社は株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。</u>	
(中間配当)	(削除)
第44条 <u>当社は取締役会の決議によって毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当(以下「中間配当」という)をすることができる。</u>	
(期中配当)	(削除)
第45条 <u>前二条のほか、当社は、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。</u>	

現行定款	変更案
(新設)	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p><u>第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
(新設)	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p><u>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p> <p><u>② 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u></p> <p><u>③ 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
第46条 (条文省略)	第40条 (現行どおり)
(新設)	附則
(新設)	<p><u>第1条 当社は、第27回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、第27回定時株主総会終結前の行為に関して、監査役（監査役であった者を含む。）と締結済みの会社法第427条第1項所定の責任限定契約については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>第2条 定款第1条（商号）の変更は、2023年6月1日に効力が生じるものとする。なお、本条の規定は、定款第1条（商号）の変更の効力発生日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（8名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会 出席状況	取締役 在任年数	属性	
1	まつむら 松村	あつひさ 厚久	代表取締役社長	15/15回 (100%)	27年	再任
2	さいとう 斉藤	もとあき 征晃	常務取締役 グループ経営管理本部長	11/11回 (100%)	1年	再任
3	ひぐち 樋口	やすひろ 康弘	専務取締役	15/15回 (100%)	8年	再任
4	かなか 鹿中	ひとし 一志	専務取締役	15/15回 (100%)	8年	再任
5	やぐち 矢口	けんいち 健一	常務取締役	11/11回 (100%)	1年	再任
6	あおき 青木	としゆき 俊之	執行役員 社長室長	—	—	新任
7	いけだ 池田	こうへい 航平	—	—	—	新任
8	やまの 山野	みきお 幹夫	社外取締役	15/15回 (100%)	5年	再任 独立

1

まつむら あつひさ

松村 厚久 (1967年3月29日生)

■所有する 当社株式の数 普通株式 4,993,900株	■取締役 在任年数 27年	■当期における 取締役会への出席状況 15/15回 (100%)
---------------------------------------	---------------------	--

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1996年3月	有限会社エイアンドワイビューティサプライ（現当社）設立 代表取締役	2018年11月	株式会社DDホールディングスベンチャーキャピタル 代表取締役（現任）
2002年12月	有限会社エイアンドワイビューティサプライを組織変更し、株式会社ダイヤモンドダイニング（現当社） 代表取締役社長（現任）	2019年12月	湘南レーベル株式会社 取締役（現任）
		2020年10月	株式会社ダイヤモンドダイニング 代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ダイヤモンドダイニング 代表取締役
株式会社DDホールディングスベンチャーキャピタル 代表取締役
湘南レーベル株式会社 取締役

選任の理由

創業時から今日まで、当社の代表取締役として当社の経営を担っており、強いリーダーシップで当社グループ全体を牽引してきた実績と経営全般における豊富な見識や職務経験は、当社グループの企業価値の向上及び取締役会の更なる機能強化に資することが期待されるため、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

■所有する
 当社株式の数
 普通株式
 18,000株

■取締役
 在任年数
 1年

■当期における
 取締役会への出席状況
 11/11回 (100%)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

2002年10月	株式会社ソフトバンクコマース（現 ソフトバンク(株)）入社	2015年3月	株式会社サンプル（現 (株)ダイヤモンドダイニング）取締役
2005年2月	当社 入社	2017年6月	当社 執行役員 グループ経営企画本部長
2005年9月	当社 株式公開準備室長	2017年6月	株式会社商業藝術（現 (株)ダイヤモンドダイニング）取締役
2006年3月	当社 執行役員 株式公開準備室長	2018年11月	株式会社DDホールディングスベンチャーキャピタル 取締役（現任）
2007年3月	当社 執行役員 経営企画室長	2019年5月	当社 上席執行役員 グループ経営企画本部長
2010年2月	株式会社ザッパラス モバイル第二事業部 エグゼクティブマネージャー	2019年12月	湘南レーベル株式会社 取締役（現任）
2010年5月	同社 経営企画本部 事業開発戦略部長	2020年12月	当社 上席執行役員 グループ経営管理本部長
2010年6月	株式会社ジープラス 取締役	2022年5月	当社 常務取締役 グループ経営管理本部長（現任）
2010年6月	株式会社アレス&マーキュリー 取締役	2023年2月	株式会社MEA 取締役（現任）
2010年8月	株式会社ザッパラス 経営企画本部 戦略推進部長		
2011年8月	同社 経営企画本部 経営企画本部長		
2011年12月	同社 管理グループ ゼネラルマネジャー		
2012年2月	株式会社ビーバイイー 取締役		
2013年10月	株式会社ゴールドデンマジック（現 (株)ダイヤモンドダイニング）取締役		

重要な兼職の状況

湘南レーベル株式会社 取締役
 株式会社DDホールディングスベンチャーキャピタル 取締役
 株式会社MEA 取締役

選任の理由

当社グループの経営企画及び管理本部を牽引してきた実績と上場企業における経営全般における豊富な見識や職務経験は、当社グループの戦略と取締役会の更なる機能強化に資することが期待されるため、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

3

ひぐち やすひろ
樋口 康弘 (1973年2月23日生)

■所有する
当社株式の数
普通株式
28,760株

■取締役
在任年数
8年

■当期における
取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

2010年4月	当社 入社	2012年5月	当社 取締役 管理本部長
2010年5月	当社 管理本部 経営企画部長	2013年3月	当社 執行役員 管理本部長
2010年8月	当社 執行役員 管理本部 経営企画部長	2015年3月	当社 執行役員 本社統括
2012年2月	当社 執行役員 管理本部長	2015年5月	当社 取締役 管理統括
		2022年5月	当社 専務取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社DDホールディングスベンチャーキャピタル 取締役

選任の理由

これまで当社の管理部門の要職を歴任し、管理部門及び経営全般における豊富な見識や職務経験は、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の強化及び取締役会の更なる機能強化に資することが期待されるため、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

4

かなか ひとし
鹿中 一志 (1975年4月18日生)

■所有する
当社株式の数
普通株式
14,060株

■取締役
在任年数
8年

■当期における
取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

2010年2月	当社 入社	2012年5月	当社 取締役 営業支援本部長
2010年5月	当社 営業本部 第二営業統括部 第五営業部長	2013年3月	当社 執行役員 社長室長
2011年1月	当社 営業本部 副本部長	2015年3月	当社 執行役員 営業統括
2011年6月	当社 執行役員 営業本部 副本部長	2015年5月	当社 取締役 営業統括
2012年2月	当社 執行役員 営業支援本部長	2022年5月	当社 専務取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社エスエルディー 取締役
株式会社ダイヤモンドダイニング 取締役
株式会社DDプラス 代表取締役

選任の理由

これまで当社の営業部門の要職を歴任し、営業部門全体を牽引してきた実績と経験は、当社グループの営業戦略と取締役会の更なる機能強化に資することが期待されるため、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

5 やぐち けんいち 矢口 健一 (1975年8月7日生)

■所有する
当社株式の数
普通株式
0株

■取締 役
在任年数
1年

■当期における
取締役会への出席状況
11/11回 (100%)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1994年4月	株式会社コスモ通商 (株式会社バグース) (現 (株)ダイヤモンドダイニング) 入社	2016年9月	同社 代表取締役
2012年4月	同社 営業本部長	2021年10月	同社 取締役 副社長 (現任)
2015年3月	同社 社長執行役員	2022年5月	当社 常務取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社ダイヤモンドダイニング 取締役
湘南レーベル株式会社 取締役

選任の理由

これまで当社グループの連結子会社において要職を歴任し、当社グループ内での中核事業を牽引してきた実績と経験は、当社グループの営業戦略と取締役会の更なる機能強化に資することが期待されるため、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

6 あおき としゆき 青木 俊之 (1977年7月17日生)

■所有する
当社株式の数
普通株式
0株

■取締 役
在任年数
-

■当期における
取締役会への出席状況
-

新任

略歴並びに当社における地位及び担当

1998年4月	株式会社ジンテージ 入社	2009年2月	株式会社シークレットテーブル (現 株式会社ダイヤモンドダイニング) 入社 美食MAIMON 事業部長
2000年7月	株式会社ちゃんと 入社	2013年3月	株式会社ダイヤモンドダイニング 入社 社長室 担当部長
2002年5月	有限会社HIROSHI 入社	2014年9月	同社 執行役員 社長室長
2004年4月	株式会社クリエイティブジャパン 入社	2017年9月	当社 執行役員 社長室長 (現任)
2005年7月	株式会社フードスコープ 入社		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

これまで当社の社長室長としての経験や店舗での企画運営に携わるなど、当社及び当社グループ会社の企業価値向上と持続的な成長、及び営業管理体制の強化に資することが期待されるため、新任の取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

7 いけだ こうへい 池田 航平 (1979年11月17日生)

■所有する
当社株式の数
普通株式 0株

■取締役
在任年数 —

■当期における
取締役会への出席状況 —

新任

略歴並びに当社における地位及び担当

2003年7月 株式会社コスモ通商(株式会社バグース)
(現 (株)ダイヤモンドダイニング) 入社
2015年4月 同社 取締役 営業副本部長
2021年10月 同社 バグース営業本部 副本部長 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

これまで当社グループの連結子会社において要職を歴任し、当社グループ内での旗艦店舗の立ち上げや再生をはじめ、新規事業を牽引してきた実績と経験は、当社グループの営業戦略と取締役会の更なる機能強化に資することが期待されるため、新任の取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

8 やまの みきお 山野 幹夫 (1968年8月29日生)

■所有する
当社株式の数
普通株式 0株

■社外取締役
在任年数 5年

■当期における
取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

再任

独立

略歴並びに当社における地位及び担当

1992年4月 株式会社東急エージェンシー 入社
1995年9月 株式会社ヤマノビューティメイト 入社
(現 株式会社ヤマノビューティメイトグループ)
1997年2月 同社 取締役
1999年9月 同社 代表取締役 (現任)
2006年6月 株式会社ヤマノビューティケミカル
代表取締役

2013年11月 山野愛子どろんこ美容株式会社
代表取締役 (現任)
2013年11月 山野愛子どろんこ美容.com株式会社 (現 山野
愛子どろんこ美容株式会社) 代表取締役
2016年8月 山野美容株式会社
社外取締役 (現任)
2017年2月 琥珀バイオテクノロジー株式会社
代表取締役 (現任)
2018年5月 当社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社ヤマノビューティメイトグループ 代表取締役
琥珀バイオテクノロジー株式会社 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

企業経営者としての豊富な経験・人脈と幅広い見識を有しており、その広い人脈と異業種ならではの新たな視点を活かした当社のグループ経営力の強化、独立した社外の観点から積極的に意見を述べることによる取締役会の更なる機能強化が期待されるため、引き続き社外取締役として適任と判断いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 「所有する当社株式の数」は、2023年2月28日現在の所有株式数を記載しています。
2. 取締役候補者松村厚久氏は当社の経営を支配している者であります。
3. 斉藤征晃氏及び矢口健一氏の取締役会出席率は、2022年5月27日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。
4. 山野幹夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が原案どおり承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 責任限定契約について
山野幹夫氏は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,800万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。なお、同氏の再任が原案どおり承認可決された場合には、同契約を継続する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により補填することとしております。
各氏は、本議案が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1	にしむら やすひろ 西村 康裕 (1953年5月16日生)	■候補者の有する 当社株式の数	■社外監査役 在任年数	■当期における取締役 会及び監査役会への 出席状況	新任 独立
		普通株式 2,700株	9年	取締役会 15/15回 監査役会 15/15回 (100%) (100%)	

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1977年4月	株式会社三和銀行 入行 (現 (株)三菱UFJ銀行)	2010年8月	日本振興銀行株式会社 常務執行役員 審査本部長
2006年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行 上野支社長 (現 (株)三菱UFJ銀行)	2012年11月	株式会社イオン銀行 監査部 担当部長
2007年3月	山田ビジネスコンサルティング株式会社 営業推進部長 (現 山田コンサルティンググループ(株))	2014年5月	当社 社外監査役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

銀行等における豊富な経験、取り分け審査・監査に関する高度な知識を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

2 齋藤 哲男 (1954年3月25日生)

さいとう てつお

■候補者の有する 当社の株式数	■社外監査役 在任年数	■当期における取締役 会及び監査役会への 出席状況	
普通株式 8,200株	14年	取締役会 15/15回 (100%)	監査役会 15/15回 (100%)

新任

独立

略歴並びに当社における地位及び担当

1977年4月	東京証券取引所（現 株式会社日本取引所グループ）入所	2012年6月	ディーエムソリューションズ株式会社 社外監査役（現任）
1997年5月	株式会社ワークツアー 代表取締役（現任）	2015年12月	株式会社キャリアデザインセンター 社外取締役（現任）
2006年4月	アラックス株式会社 社外取締役（現任）	2016年3月	株式会社大塚商会 社外取締役（現任）
2009年5月	当社 社外監査役（現任）		

重要な兼職の状況

株式会社ワークツアー 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

上場会社等での豊富な監査経験及び企業経営に関する知見、また東京証券取引所（現 株式会社日本取引所グループ）における上場企業の適正な経営に関する豊富な知識を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

3 石田 茂之 (1962年8月8日生)

いしだ しげゆき

■候補者の有する 当社の株式数	■社外監査役 在任年数	■当期における取締役 会及び監査役会への 出席状況	
普通株式 0株	10年	取締役会 15/15回 (100%)	監査役会 15/15回 (100%)

新任

独立

略歴並びに当社における地位及び担当

1986年4月	株式会社エーピー 入社	2006年10月	株式会社メディアシーク 監査役
1993年7月	同社 代表取締役	2013年5月	当社 社外監査役（現任）
2004年8月	株式会社ル・ショコラ・デュ・ダイヤモンド設立 代表取締役		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

これまでの海外事業を含めた豊富な企業経営の知識と経験、また、上場企業における監査役としての経験を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 「所有する当社株式の数」は、2023年2月28日現在の所有株式数を記載しています。
2. 西村康裕氏、齋藤哲男氏及び石田茂之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
なお、当社は、西村康裕氏、齋藤哲男氏及び石田茂之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 責任限定契約について
当社は、西村康裕氏、齋藤哲男氏及び石田茂之氏の選任が承認可決された場合、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,800万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。
4. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により補填することとしております。
各氏は、本議案が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者となります。

(ご参考) 本総会終了後の取締役の専門性等 (スキル・マトリックス)

氏名	地位	企業経営	営業・マーケティング	IT	人事・労務・人材開発	ガバナンス	財務・ファイナンス・M&A	リスクマネジメント・コンプライアンス・法務	サステナビリティ
松村厚久	代表取締役社長	●	●		●	●			●
斉藤征晃	専務取締役 グループ経営 管理本部長	●		●		●	●	●	
樋口康弘	常務取締役	●			●	●			●
鹿中一志	常務取締役	●	●		●	●			
矢口健一	常務取締役	●	●		●			●	
青木俊之	常務取締役 社長室長	●	●		●			●	
池田航平	常務取締役	●	●		●				●
山野幹夫	社外取締役	●	●			●		●	●
西村康裕	社外取締役 (監査等委員)	●				●	●	●	
齋藤哲男	社外取締役 (監査等委員)	●				●		●	●
石田茂之	社外取締役 (監査等委員)	●	●			●			●

(注) 上記は、各氏の経験等を踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社取締役の報酬の額は、2018年5月25日開催の第22回定時株主総会において年額500百万円以内（内、社外取締役年額40百万円以内。使用人分給与は含まない。）とご決議いただき、今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額を廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、年額500百万円以内（内、社外取締役年額40百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとするものとさせていただきたいと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告「会社役員の状況」に記載のとおりであり、監査等委員会設置会社へ移行後も同内容の方針とする予定であります。本議案は、当該方針、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の助言も踏まえ決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名（内、社外取締役3名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役の員数は、8名（内、社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2009年10月9日開催の臨時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにとさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の助言も踏まえ決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

事業報告

(2022年3月1日から)
(2023年2月28日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(単位：百万円、%)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	19,353	32,235	12,881	66.6
営業利益又は営業損失(△)	△7,332	467	7,800	—
経常利益又は経常損失(△)	△97	838	936	—
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)	△354	875	1,229	—
営業利益率	—	1.5	—	—

当連結会計年度(2022年3月1日～2023年2月28日)におけるわが国経済は、2022年3月21日をもって全ての都道府県でまん延防止等重点措置が解除され、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立により正常化が進み、景気の持ち直しの動きが継続しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種が継続されたものの7月以降に新型コロナウイルスの変異株の感染が急拡大したことやウクライナ危機による世界的な資源価格の高騰や日米金利差拡大を背景とした歴史的な円安の進行、これに伴う原材料やエネルギー価格の値上げ圧力にさらされるなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境のなか、当社グループでは、行動制限の解除や全国旅行支援などにより人流が回復することを想定し、既存業態のブラッシュアップと新業態の開発を実施してまいりました。また、原価高騰対策として仕入れ食材の適時組み替えやメニュー内容の一部見直しを実施するなど収益確保に努めるとともに、新しい生活様式に対応すべく、感染対策を講じながらの店舗営業に加え、一部店舗でのデリバリーの継続等、お客様の来店動機に合わせた業態や商品サービスの開発に努めてまいりました。

また、アミューズメント事業のインターネットカフェ業態において、テレワーク向けのリニューアルを複数店舗で実施するなど、各事業それぞれのお客様のニーズに迅速に対応することで、業績の回復を図ってまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高32,235百万円（前年同期比66.6%増）、営業利益467百万円（前年同期は7,332百万円の営業損失）、経常利益838百万円（前年同期は97百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は875百万円（前年同期は354百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント業績は以下のとおりであります。

『飲食・アミューズメント事業』

従来の飲食店とは一味違った「非日常性」と「食への熱狂的なこだわり」を基本コンセプトとしたレストラン及び居酒屋等を自社グループで業態開発し、国内では都心部及び主要都市を中心に飲食店を直営にて展開しております。

また、高級感のあるビリヤード、ダーツ、カラオケ、シミュレーションゴルフ、複合カフェ等の店舗展開を「BAGUS」ブランドにて運営し、その他カプセルホテル「GLANSIT」等を都内中心にアミューズメント店舗を直営にて展開しております。

（単位：百万円、%）

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	17,515	29,463	11,947	68.2
セグメント利益又は セグメント損失(△)	△6,399	873	7,273	—
セグメント利益率	—	3.0		—

当連結会計年度における飲食・アミューズメント事業は、営業時間短縮等の各種要請が解除されたことにより、経営環境は緩やかな回復基調が見られたものの、新型コロナウイルス感染症の変異株の再拡大や円安の進行による資源価格や原材料価格の高騰など、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況を踏まえ、飲食・アミューズメント事業においては、原価高騰対策や継続的なコスト削減等の各種施策により収益の確保に努めるとともに、新しい生活様式に対応した新規業態や新しい商品サービスの開発に積極的に取り組むなど、顧客満足度の向上に努めてまいりました。

株式会社ダイヤモンドダイニングが運営する飲食事業においては、2022年8月に、新規業態「韓国大衆酒場 ラッキーソウル」「鴨ときどき馬」ブランド2店舗を含む4店舗、2022年11月には1店舗、2022年12月には新規業態「大人のドリンクバー 赤羽スタンド」1店舗の業態変更を行いました。株式会社エスエルディーにおいては、IPコンテンツを活用するノウハウを生かし、2022年3月9日にオープンした『#コンパスカフェ in 大

阪』のプロデュース及び運営に係る業務を、NHN PlayArt 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：丁 佑鎮）より受託いたしました。さらに、全国のkawara CAFEにおいて、TVアニメ「東京リベンジャーズ」とのコラボレーションカフェを開催いたしました。

アミューズメント事業においては、楽天グループ株式会社（本社：東京都世田谷区 代表取締役会長兼社長：三木谷 浩史）主催のeスポーツイベント「Rakuten esports cup」（ゲームタイトル：APEX LEGENDS™）へ参加するプレイヤーを招いたファン交流型のライブビューイングイベント「DDeスポ!!～crossing point for GG!～」を開催し、新たな顧客層へのアプローチを図りました。

また、ビリヤード・ダーツ・カラオケ業態の各店舗において、各種キャンペーンの実施、プロダンスリーグ「D.LEAGUE (Dリーグ)」とのコラボレーションやスポーツダーツを極めるダーツ動画解析レッスン『バグースDARTSラボ』を本格始動させ、インターネットカフェ業態においては、ダーツ付きプライベートルームの新設や鍵付防音完全個室の増設等、新規顧客の獲得並びに既存顧客の満足度向上に努めてまいりました。さらに、「第2回 U-22 ダーツ王決定戦」を開催するなど、新しい顧客層へのアプローチを行いました。

主な出店状況については、「BAGUS 名古屋栄店」を愛知県名古屋市中区に新規出店いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は29,463百万円（前年同期比68.2%増）、セグメント利益は873百万円（前年同期は△6,399百万円のセグメント損失）となりました。

また、当連結会計年度の店舗展開状況につきましては、以下のとおりであります。

『飲食・アミューズメント事業の直営店舗出退店等の状況（2023年2月28日現在）』

	既存店	新店	退店	合計	業態変更
飲食事業	296	－	12	284	6
アミューズメント事業	54	1	3	52	－
合計	350	1	15	336	6

『ホテル・不動産事業』

「湘南を世界のSHONANへ」というスローガンのもと、湘南の感度の高いビーチカルチャーをベースとした、人々の暮らしにかかわる事業に注力しており、神奈川県におけるホテル運営事業の他、飲食事業、貸コンテナ事業、賃貸事業、戸建て不動産販売事業、シェアハウス事業等、複数の事業を展開しております。

(単位：百万円、%)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	1,838	2,772	934	50.8
セグメント利益	483	846	362	74.8
セグメント利益率	26.3	30.5	4.2ポイント	

当連結会計年度におけるホテル・不動産事業を取り巻く環境におきましては、すべての都道府県でまん延防止等重点措置が解除されたことにより経済活動が正常化に向かうなか、国の観光支援である「県民割・ブロック割」により、全国規模でマイクロツーリズム需要の高まりが見られました。

これらのマイクロツーリズム需要を最大限に取り込むため、ホテル運営において、「8 HOTEL SHONAN FUJISAWA」の一部を改装し、サウナ・水中で過ごすような感覚のリラクゼーションプール・温浴・水風呂を有した初の本格的スパ施設である「8 WATER CAVE swim suits spa」や、24時間サウナと共にお過ごしいただけるサウナ付客室「PRIVATE SAUNA ROOM」をオープンいたしました。

また、同ホテルはSAUNACHELIN (サウナシュラン) を受賞、さらに、部屋とスパをご利用いただけるデイユースプランの開始、株式会社ムラサキスポーツとのコラボレーション企画であるサーフィン体験プランやビーチピクニックプランの販売を開始するなど、新たな取組みを実施することで認知度や顧客満足度の向上に努めてまいりました。

さらに、前連結会計年度より神奈川県からの要請を受け、新型コロナウイルス感染症の軽症者の受け入れ施設として、「PARK IN HOTEL ATSUGI」を引き続き提供（一棟有償借上げ）することで、逼迫する地域医療の軽減に努めてまいりました。

コンテナ運営においては、中途解約を防ぐべく各種施策を継続的に実施したことに加え、需要が増加しているバイクコンテナを積極的に増設したことなどから、セグメント利益は順調に推移いたしました。

また、「若い世代の支援」×「湘南エリアの活性化」をコンセプトとするシェアハウス「SUNNYSIDE INN」においては、サウナ付きシェアハウスの賃貸を開始するなど、顧客ニーズに応える施設づくりを行いました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,772百万円（前年同期比50.8%増）、セグメント利益は846百万円（前年同期比74.8%増）となりました。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度において当社グループは、1店舗の新規出店、6店舗の業態変更を実施いたしました。
この結果、当社グループでは596百万円（内差入保証金36百万円）の設備投資を実施し、店舗展開及び収益基盤の拡充を図りました。
- ③ 資金調達の状況
当社グループは、運転資金として、資金の借入により5百万円の調達を実施いたしました。
また、2020年10月26日に第三者割当の方法により、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社を割当先とした第7回新株予約権（行使価格修正条項及び行使許可条項付）を発行いたしました。当連結会計年度中に第7回新株予約権10,000個を取得し、行使期間の満了に伴い、会社法第287条の規定に従い、全て消滅いたしました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 当社グループ

区 分	2020年2月期	2021年2月期	2022年2月期	2023年2月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	57,369	23,483	19,353	32,235
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	1,442	△8,507	△354	875
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失 (△) (円)	94.24	△550.83	△20.21	37.30
総 資 産 (百万円)	38,579	31,309	35,736	35,248
純 資 産 (百万円)	8,533	△301	5,240	6,336
1株当たり純資産 (円)	457.70	△60.20	△26.41	20.10

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2019年9月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。2020年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
3. 2022年2月期以降の1株当たり純資産については、純資産の部の合計額から当社が発行する普通株式と権利関係の異なるA種優先株式に係る払込金額、優先配当額を控除して算定しております。

② 当社

区 分	第24期 (2020年2月期)	第25期 (2021年2月期)	第26期 (2022年2月期)	第27期 (当事業年度) (2023年2月期)
営業収益 (百万円)	2,994	1,071	959	1,606
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	945	△941	△934	369
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失 (△) (円)	61.81	△60.97	△53.22	9.36
総 資 産 (百万円)	19,252	23,610	28,412	26,581
純 資 産 (百万円)	3,274	2,854	7,771	8,203
1株当たり純資産 (円)	213.97	173.86	152.91	165.90

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2019年9月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) を算定しております。
3. 2022年2月期以降の1株当たり純資産については、純資産の部の合計額から当社が発行する普通株式と権利関係の異なるA種優先株式に係る払込金額、優先配当額を控除して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率(持分)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ダイヤモンドダイニング	100百万円	100.0%	飲食事業（居酒屋、レストラン等の運営・企画）、ウェディング事業、アミューズメント事業（ダーツ、ビリヤード施設等の運営・企画）
合同会社CHEER (注)2	5百万円	100.0%	ウェディング事業の運営・企画
株式会社DDホールディングス ベンチャーキャピタル	10百万円	100.0%	ベンチャーファンドの運用
株式会社エスエルディー (注)1	48百万円	42.9%	飲食店サービス及びコンテンツ企画サービス
DD Holdings Open Innovation Fund投資事業有限責任組合	431百万円	23.2% 間接 0.2%	投資事業
湘南レーベル株式会社	100百万円	90.1%	ホテル運営事業、飲食事業、貸テナ事業、シェアハウス事業、戸建て不動産販売事業等
合同会社サニーサイドイン	1百万円	100.0%	収益不動産の所有及びこれらに付帯する一切の事業
湘南ファンド第1号特定目的会社	105百万円	4.8% 間接85.7%	資産流動化法に基づき作成される資産流動化計画に従った特定資産の取得、開発及び保有並びにその管理及び処分に係る業務
合同会社ホテルバンク	5百万円	間接90.1%	信託受益権の取得、保管、管理処分等
Diamond Dining Singapore Pte. Ltd.	4,439千 シンガポールドル	100.0%	飲食事業（居酒屋、レストラン等の運営・企画）
Diamond Dining Macau Limited	16,000千 マカオパタカ	間接 60.0%	飲食事業（居酒屋、レストラン等の運営・企画）

(注) 1. 株式会社エスエルディーは、当社の議決権比率が42.9%であります。支配力基準の適用により連結子会社としております。

2. 合同会社CHEERは債務超過会社であり、債務超過の額は2023年2月28日現在52百万円となっております。

③ 持分法適用会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社MEA（注）1、2	45百万円	30.0%	ウェディング施設等の企画・運営

- (注) 1. 前連結会計年度において連結子会社であった株式会社フードビジネスキャスティングは、2023年2月28日に第三者割当増資を実施したことにより持分比率が低下したため、連結の範囲から除外しております。また、同日付で、株式会社MEAに商号変更いたしております。
2. 株式会社MEAは債務超過会社であり、債務超過の額は2023年2月28日現在38百万円となっております。

- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染者数の拡大に伴うまん延防止等重点措置の解除以降、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立により正常化が進み、景気の持ち直しの動きが継続しました。

このコロナ禍で、「家ではできないコト消費」、「空間での非日常体験」の需要が顕著になったことから、コロナ禍以前よりも増して、お客様の選択基準はより厳しいものになったと考えております。

また、足元ではウクライナ危機による世界的な資源価格の高騰や日米金利差拡大を背景とした歴史的な円安の進行、これに伴う原材料やエネルギー価格の値上げ圧力にさらされコスト増加要素が継続することが予想されます。加えて、生活防衛意識が高まったことにより消費マインドが低下していることなど、事業環境が悪化する中で、当社グループが属する各事業セグメントは淘汰の時代に入っていくことが考えられます。

このような環境の下におきましても、既存ブランドにおいては、商品やサービスの付加価値の提案、消費需要、ライフスタイルの変化など外部環境の厳しさが増すと目される中、以下の課題について積極的に取り組み、複数の成長軸をもって業容の拡大を図ってまいります。

① 人材採用と教育

安定した社員・パートナー（パート、アルバイト）採用が可能となるよう、採用市場の変化に柔軟に対応し人材確保に努めてまいります。また、トレーニングと研修を強化して、採用した従業員の早期戦力化を目指すとともに、次世代を担う幹部社員育成にも取り組んでまいります。

② 既存事業の高収益体質化

新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立により正常化が進み、景気の持ち直しの動きが見られる中、自助努力としてのコスト削減、原価低減を継続的に行い、高収益体質の確立に努めてまいります。高付加価値のメニュー改革を進め、店舗人件費、販売促進費、本部経費のコスト削減を継続的に実行してまいります。

③ 新規収益ブランドの開発

お客様の嗜好は多様化し、「コト消費」「非日常性」の需要が高まる中、当社グループのブランド開発の強みを活かした高付加価値商品の開発を行います。また、お客様の流行りのサイクルが短くなる中、新ライフスタイルに適合したブランドを継続的に開発できる社内体制を構築してまいります。

一方、自然災害や感染症の流行、外的要因による危機事案に備え、以下の課題に積極的に取り組み、事業継続に努めてまいります。

① リスク管理体制の強化について

当社グループは、「リスクマネジメントの基本方針」に準拠した「危機管理規程」「経営会議規程」に基づき、経営会議内に危機管理部会を置き、リスク管理に必要な体制の構築を行っております。





また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や南海トラフ巨大地震や首都圏直下地震などの大規模な地震をはじめとする自然災害等、潜在する危機事案なども起こりうることから「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」の策定を進め、事業継続・早期復旧のための対策を構築し、予め危機事案の回避に努めるとともに、危機事案の発生時の対応等を定め、適宜見直しを行ってまいります。

② お客様、お取引先様、従業員の安全確保について

当社グループは、店舗の衛生管理、品質管理について外部検査機関やグループ内部監査部による店舗衛生監査を実施し、衛生管理及び品質管理の更なる強化に努めてまいります。また、本社及び店舗全従業員の健康管理に努め、お客様、お取引先様に安心・安全にご利用いただき、また従業員の安全確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な営業所 (2023年2月28日現在)

社名、住所		店舗数
	株式会社DDホールディングス 本 社 東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル18階	—
	株式会社ダイヤモンドダイニング 本 社 東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル18階	301店舗
	株式会社エスエルディー 本 社 東京都港区芝四丁目1番23号	35店舗
	湘南レーベル株式会社 本 社 神奈川県藤沢市片瀬海岸一丁目13番18号	6棟 (ホテル)

(6) 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数
飲 食 ・ ア ミ ュ ー ズ メ ン ト 事 業	1,012名 [4,235名]
ホ テ ル ・ 不 動 産 事 業	65名 [81名]
全 社 (共 通)	65名 [28名]
合 計	1,142名 [4,344名]

- (注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、主に店舗以外に所属しているもの
あります。
2. 従業員数は就業人員であります。
3. 従業員数欄の【外書】は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
65名 [28名]	43.6歳	9.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄の [外書] は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 3. 当社の従業員数には、連結子会社に従業員を出向させた人員は含みません。

(7) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借入先	借入金残高
シンジケートローン (注) 1.	3,596百万円
シンジケートローン (注) 2.	1,080百万円
シンジケートローン (注) 3.	490百万円
シンジケートローン (注) 4.	303百万円
株式会社三井住友銀行	3,880百万円
株式会社みずほ銀行	3,014百万円
株式会社横浜銀行	2,924百万円
株式会社静岡銀行	2,174百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,735百万円
株式会社りそな銀行	1,509百万円
三井住友信託銀行株式会社	800百万円

- (注) 1. 株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするその他3行からの協調融資によるものであります。
 2. 株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするその他5行からの協調融資によるものであります。
 3. 株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするその他4行からの協調融資によるものであります。
 4. 株式会社横浜銀行をアレンジャーとするその他1行からの協調融資によるものであります。

(8) その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社グループにおきましては、前連結会計年度までは新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置を受け、酒類の提供の制限や一部店舗では臨時休業や営業時間短縮の措置を継続して行ったことや、リモートワーク推奨や会食自粛、都道府県をまたぐ移動の自粛等の影響が継続しておりました。

これらの状況により、売上高が激減したことで、2期連続で営業損失の計上に至り継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が生じておりました。

また、当連結会計年度においては、2022年7月以降に新型コロナウイルスの変異株の感染が急拡大したことやウクライナ危機による世界的な資源価格の高騰や日米金利差拡大を背景とした歴史的な円安の進行、これに伴う原材料やエネルギー価格の値上げ圧力にさらされるなど、依然として先行きは不透明な状況が続いており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況は解消には至っておりません。

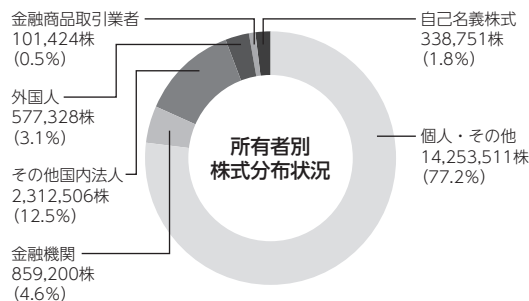
しかしながら、2022年3月21日をもって全ての都道府県でまん延防止等重点措置が解除され、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立により正常化が進み、景気の持ち直しの動きが継続したことに加え、当該重要事象等を解消するため、収益の改善に向けた原価高騰対策として仕入れ食材の適時組み替えやメニュー内容及び単価の一部見直しを実施するなど収益確保に努めた結果、当連結会計年度においては、営業利益467百万円、経常利益838百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は875百万円を計上しております。

また、当連結会計年度末において現金及び預金12,039百万円を保有していることや、グループ企業を含めたコストの圧縮、不採算店舗の退店、手許流動性の確保、新株予約権の行使による株式の発行や第三者割当による優先株式の発行等により財務状況を改善させるなどの対策を講じていることや主要取引銀行の継続的支援等から、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数
- | | |
|--------|-------------|
| 普通株式 | 31,285,000株 |
| A種優先株式 | 50,000株 |
- ② 発行済株式の数
- | | |
|------------------|-------------|
| 普通株式 | 18,442,720株 |
| (自己株式数 338,751株) | |
| A種優先株式 | 50,000株 |



- ③ 当事業年度末の株主数
- | | |
|--------|------------------------|
| 普通株式 | 37,605名 (前期末比 3,772名増) |
| A種優先株式 | 1名 (前期末比 増減なし) |

④ 大株主

ア. 普通株式 (上位10名)

株主名	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
松村厚久	4,993,900	27.51
株式会社松村屋	1,488,000	8.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	725,900	4.00
アサヒビール株式会社	690,000	3.80
友弘栄司	155,400	0.86
仁井田博義	108,000	0.59
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO	100,403	0.55
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	94,915	0.52
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	92,300	0.51
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH - PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT	70,500	0.39

(注) 持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式338,751株を除き、小数点第3位を四捨五入しており、A種優先株式数が含まれております。

イ. A種優先株式

株主名	所有株式数(株)	持株比率(%)
DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 DBJ飲食・宿泊サポート株式会社 代表取締役 松木 大	50,000	0.28

(注) 総持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式338,751株を除き、小数点第3位を四捨五入しており、普通株式数が含まれております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況(2023年2月28日現在)

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年2月28日現在)

会社における 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	松 村 厚 久	グループCEO 株式会社ダイヤモンドダイニング 代表取締役 株式会社DDホールディングスベンチャーキャピタル 代表取締役 湘南レーベル株式会社 取締役
専務取締役	樋 口 康 弘	株式会社DDホールディングスベンチャーキャピタル 取締役
専務取締役	鹿 中 一 志	株式会社エスエルディー 取締役 株式会社ダイヤモンドダイニング 取締役 株式会社DDプラス 代表取締役
常務取締役	斉 藤 征 晃	グループ経営管理本部長 株式会社DDホールディングスベンチャーキャピタル 取締役 湘南レーベル株式会社 取締役 株式会社MEA 取締役
常務取締役	矢 口 健 一	株式会社ダイヤモンドダイニング 取締役 湘南レーベル株式会社 取締役
取 締 役 社外	中 川 有 司	株式会社ユニオンゲートグループ 代表取締役
取 締 役 社外	山 野 幹 夫	株式会社ヤマノビューティメイトグループ 代表取締役 琥珀バイオテクノロジー株式会社 代表取締役
取 締 役 社外	柴 田 陽 子	有限会社柴田陽子事務所 代表取締役 株式会社BORDERS at BALCONY 代表取締役
常勤監査役 社外	西 村 康 裕	
監 査 役 社外	齋 藤 哲 男	株式会社ワークツー 代表取締役
監 査 役 社外	石 田 茂 之	

- (注) 1. 取締役3名 中川有司氏、山野幹夫氏、柴田陽子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役3名 西村康裕氏、齋藤哲男氏、石田茂之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 中川有司氏、取締役 山野幹夫氏、取締役 柴田陽子氏、常勤監査役 西村康裕氏、監査役 齋藤哲男氏、監査役 石田茂之氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 常勤監査役 西村康裕氏は金融機関での長年の業務経験を通じて培った財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第29条及び第39条の規定に基づき各業務を執行しない取締役（社外取締役を含む。）及び各監査役との間で、それぞれ会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結しております。これらの責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、社外取締役は金1,800万円又は法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役については金1,200万円又は法令が定める額のいずれか高い額を限度とするものであります。

③ 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役等及び会社法上の子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。すべての被保険者について、その保険料を全額会社が負担しております。その地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を補償しております。ただし、被保険者が法令違反認識免責等に該当した場合、上記保険契約により填補されません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

ア. 取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬等の決定方針は、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に準拠し、運用され、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会で決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

A. 基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として決定されるものとしております。

なお、その金銭報酬の限度額は、2018年5月25日開催の第22回定時株主総会において、年額500百万円以内（内、社外取締役年額40百万円以内。使用人分給与は含まない。）と決議されております。

B. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととしております。

C. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社は業績連動報酬等及び非金銭報酬等の支給は行わず、金銭報酬のみを支給するものとしているため、当該事項に該当事項はありません。

D. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は業績連動報酬等及び非金銭報酬等の支給を行わず、金銭報酬のみを支給するものとしているため、当該事項に該当事項はありません。

E. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の基本報酬の額については、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長である松村厚久がその具体的内容について委任をうけるものとしております。なお、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額としております。

これらの決定権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

なお、当社取締役会は、決定権限の委任にあたり、指名・報酬委員会が当該決定に係る個人別の報酬案が役員報酬に関する社内基準に基づいていることを確認していることから、その内容が決定方針に沿ったものであると判断しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	165 (14)	165 (14)	— (—)	— (—)	8名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	17 (17)	17 (17)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合計	183 (32)	183 (32)	— (—)	— (—)	11名 (6名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬総額は、2018年5月25日開催の第22回定時株主総会において、年額500百万円以内（内、社外取締役年額40百万円以内）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）です。
3. 監査役の報酬総額は、2009年10月9日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
4. 期末現在の人員は、取締役8名、監査役3名であります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

区 分	重要な兼職の状況及び当社との関係
取 締 役 中 川 有 司	株式会社ユニオンゲートグループ 代表取締役 上記兼務先と当社間に重要な取引その他の関係はありません。
取 締 役 山 野 幹 夫	株式会社ヤマノビューティメイトグループ 代表取締役 琥珀バイオテクノロジー株式会社 代表取締役 上記各兼務先と当社間に重要な取引その他の関係はありません。
取 締 役 柴 田 陽 子	有限会社柴田陽子事務所 代表取締役 株式会社BORDERS at BALCONY 代表取締役 上記各兼務先と当社間に重要な取引その他の関係はありません。
監 査 役 齋 藤 哲 男	株式会社ワークツ 代表取締役 上記兼務先と当社間に重要な取引その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取締役 中 川 有 司	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席いたしました。企業経営者としての幅広い経験に基づく、経営の監督並びに経営管理体制全般への高い見識によって、独立性をもって取締役の職務の執行を監督し、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 山 野 幹 夫	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験・人脈と幅広い見識を有しており、その広い人脈と異業種ならではの新たな視点を活かした当社のグループ経営力の強化への高い見識によって、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 柴 田 陽 子	社外取締役就任後開催の取締役会11回のうち10回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験や多数の企業をご支援してこられた実績や、女性活躍を推進する活動にも力を注いでこられた経験を活かし、ダイバシティ経営などESGに関する多角的な視点から、適宜、必要な発言を行っております。
常 勤 監査役 西 村 康 裕	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、監査役会15回全てに出席いたしました。必要に応じ、銀行等における豊富な経験、取り分け審査・監査に関する高度な見識によって、適宜取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 齋 藤 哲 男	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、監査役会15回全てに出席いたしました。必要に応じ、株式会社東京証券取引所勤務経験に基づく上場会社運営に関する見識によって、適宜取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 石 田 茂 之	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、監査役会15回全てに出席いたしました。必要に応じ、海外事業を含めた豊富な企業経営の知識と経験、また、上場企業における監査役としての経験によって、適宜取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 会計監査人の選定方法と理由

当社は監査役会で定めた会計監査人の評価基準に照らし、監査実績、品質管理、独立性、監査の実施体制、報酬見積額等を総合的に勘案して、会計監査人を選定しております。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」をもとに、前事業年度の監査実績の分析・評価および監査計画と実績との対比を踏まえた当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画と報酬額の見積りとの妥当性を検討した結果、上表の会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑦ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関する「内部統制システムに関する基本方針」を以下のとおり制定しております。(直近では、2020年4月14日付けで一部改正を行っております。)

なお、上場子会社に対しては、その上場会社としての資質に配慮し適切に運用してまいります。

① 当社並びに子会社の取締役及び従業員の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、グループの経営理念及び行動規範に基づき、法令・定款の遵守はもとより、不正や反社会的な企業行動をとらないという姿勢を堅持し、あくまでも社会の公器としてふさわしい公正な企業間競争に徹する。

ロ. 当社は、持株会社として、グループ全体の内部統制システムの整備、運用、定着、維持、改善、グループ全体の経営戦略の策定、グループ内監査の実施、子会社に対するモニタリング、資金の一括調達などを通じてグループ経営を推進し、コーポレート・ガバナンスを強化する。

ハ. 当社は、「内部者取引管理規程」に基づき、ディスクロージャーの迅速性、正確性、公平性を図るとともに、株主・投資家等に対する説明責任を継続的に果たし、企業活動の透明性を高める。

- ニ. 当社は、グループ内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部統制システムに関する監査を実施する。
 - ホ. 当社は、「内部通報規程」に基づき、法令及び企業倫理に違反する行為についての通報や相談に応じるため、通報者を保護するグループの内部通報制度を設け、違反行為の早期発見と是正及び再発防止に努めるとともにコンプライアンスを徹底する。
 - ヘ. 当社の監査役は、その独立した立場から、コンプライアンス推進体制の整備、内部通報制度の運用状況、インサイダー取引の未然防止等を含め、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役等の職務執行を監査する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、関係規程及び法令に基づき、各部門が適切に整理、保管、廃棄を管理する。
 - ロ. グループ内部監査部門は、「文書管理規程」に定める当社の文書保管責任者と連携のうえ、文書等の保管及び管理状況を監査する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ. 子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社との間で合意した「関係会社管理規程」又は「海外関係会社管理規程」に基づき、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、当社の各種会議体への付議事項を定めた規程に基づき、当社の取締役会等において審議する。
 - ロ. 当社は、取締役会議事録、回議書その他職務の執行に係る情報を関係規程及び法令に基づき適切に記録、整理、保管、廃棄する。
 - ハ. 当社は、「経営会議規程」「稟議規程」その他の当社グループに係る規程に基づき、子会社の取締役及び従業員の職務の執行に係る事項の報告を受ける。
 - ニ. 当社の取締役及び監査役は、その職務執行の必要に応じて、文書（電磁的な情報を含む。以下、本項においては同じ。）を直接閲覧・謄写することができることとし、当社の取締役及び監査役から要求があるときは、当社の文書保管責任者はその閲覧・謄写の請求に速やかに応じて、文書を提出し、閲覧に供する。
- ④ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 予算制度等により資金を適切に管理するとともに、稟議制度等により所定の権限及び責任に基づいて業務及び予算の執行を行う。重要案件については、当社及び子会社の取締役会や各種会議体への付議基準を定めた規程に基づき、適切に付議する。
 - ロ. 当社及び子会社における損失の危険の管理については、「危機管理規程」に基づき、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役等を中心として、当社及び子会社の各部門において、危機事案に対する監視・把握を継続的に行い、常時意識を高めることにより、危機管理体制の充実を図る。

- ハ. 当社及び子会社は、「リスクマネジメントの基本方針」に準拠した「危機管理規程」「経営会議規程」に基づき、経営会議内に危機管理部会を置き、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役等への危機事案の管理状況の報告・検討を継続的に行い、潜在する危機事案に対する情報の抽出と評価を実施することにより、予め危機事案の回避に努めるとともに、危機事案の発生時の対応等を定める。
 - ニ. 当社及び子会社は、社内外で想定される将来の危機事案を分析・整理し、当社及び子会社の各部門において、対策を事前に講じることにより、危機管理体制の更なる強化を図る。
 - ホ. 当社及び子会社は、「非常災害対策本部要綱」により、地震、津波、台風その他大規模な天災地変、戦災、暴動、その他会社の事業継続に重大な影響を及ぼす又は及ぼす恐れのある事態が生じた際の損失拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急時対応の体制を整備するとともに、復旧策、再発防止策を講じる。
- ⑤ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社及び子会社の取締役会は、法令及び「取締役会規程」で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督する。
 - ロ. 当社及び子会社は、執行役員制度を採用し、業務執行の権限及び責任を大幅に委譲することにより、取締役会は業務執行の監督を主とする。執行と監督の分離により、効率的な業務執行と監督機能の強化を図る。
 - ハ. 当社及び子会社は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の社内規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 原則として、当社の取締役及び従業員が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監督できる体制とする。また、当社は子会社の内部統制に関する部門を設置し、子会社との内部統制に関する協議、情報の共有化、指導、助言の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。なお、子会社に対しては、当社のグループ内部監査部門及び監査役・監査役会が直接監査を実施できる体制とし、当社及び子会社の代表取締役に直接報告される体制とする。
 - ロ. 当社及び子会社間取引においては、「関係会社管理規程」「海外関係会社管理規程」「業務分掌規程」、法令及びその他の社会規範に則り適切に行う。
 - ハ. 当社及び子会社は、当社グループの経営方針に基づき、方針と施策につき綿密な協議を行い、互いに合意した経営計画に沿った企業経営を行う。また、当社は子会社の業務執行状況を適宜検討し、「関係会社管理規程」又は「海外関係会社管理規程」に基づく合議・承認事項については、適切な対応を行う。

- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員の当社の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する体制
- イ. 当社は、グループ内部監査部門を設置し、監査役と定期的に連絡会議を開催するなど、監査役の監査が一層効果的かつ効率的に実施できる体制を整備する。
 - ロ. 当社は、監査役会からの要請があった場合に専門スタッフを置くこととし、その人事等については、取締役と監査役が協議のうえ決定する。また、職務の遂行等については、取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に留意する。
- ⑧ 当社の監査役への報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社の取締役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。以下、本項においては同じ。）は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
 - ロ. 当社の取締役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況を報告する。
 - ハ. 当社の監査役は、職務の遂行に必要な情報について、当社の取締役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員に対して、常時直接説明を求めることができる。
 - ニ. 当社グループの内部通報制度とその窓口の適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス推進体制の実効性を損なう問題について、当社の監査役への迅速かつ適切な報告体制を確保する。
 - ホ. 上記イ. 及びロ. の報告並びにハ. の説明をした者に対しては、当該報告又は説明を理由として、いかなる不利な取扱いもしてはならないことに留意する。また、当社グループの内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社の監査役会は、「監査役監査基準」に基づき、当社及び子会社の代表取締役と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、当社及び子会社の監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換し、代表取締役との相互認識を高めることに努める。また、当社の監査役は、当社並びに子会社の取締役会及び経営会議の他、意思決定の過程、執行状況の把握のために適宜部会等の会議に出席することができる。加えて、必要に応じて会計監査人、グループ内部監査部と相互に緊密に連携する体制を確保し、さらに当社の監査役が顧問弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他外部の有識者を活用することができる体制も整える。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 代表取締役は、連結財務諸表を構成する当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するために、取締役会が定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき財務報告に係る内部統制を整備、運用、評価し、その状況を定期的に報告するとともに、内部統制報告書を提出する。
 - ロ. グループ内部監査部門は、内部統制評価を通じ、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況（不備及び不備の改善状況を含む。）を把握、評価し、それを代表取締役及び監査役に報告する。
 - ハ. 監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監督する。また、会計監査人の行う会計監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。
- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
- 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、当社の監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 当社及び子会社は、反社会的勢力との一切の関係を排除し、これら反社会的勢力からの不当要求に対しては、法的対応を含め毅然とした対応を行い、当社並びに子会社の役員及び従業員に対してその徹底を図る。
 - ロ. 反社会的勢力との関係を遮断するため、取引契約に「反社会的勢力排除条項」を定め、相手が反社会的勢力であることが判明した場合には、関係を速やかに解消する取り組みを行う。
 - ハ. 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部署は人事総務部門とし、当社並びに子会社の役員及び執行役員を中心として、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催することで、法令及び社内規程に従った重要な業務執行を決議によって決定し、各取締役の業務執行の状況に関する詳細な報告を受けることにより、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるように努めました。また、「取締役会規程」「経営会議規程」に基づき、取締役会の専決事項を除く経営上の重要事項については経営会議において決議を行い、意思決定の迅速化と効率性の向上を図りました。

2. コンプライアンス体制

当社は、「コンプライアンス規程」及び「経営会議規程」に基づき、経営会議内に「コンプライアンス部会」を置き、社内コンプライアンス遵守の状況を定期的に確認することにより、未然の防止、早期の発見及び解決、再発防止を継続的に図るとともに、専門家を招いてのインサイダー取引についての研修をするなど、コンプライアンス教育として法令の遵守に関する研修を実施することにより、役員及び従業員へのコンプライアンス意識の浸透、定着及び向上を図りました。

また、当社は「内部通報規程」に基づき、法令及び企業倫理に違反する行為についての通報や相談に応じるため、通報者を保護するグループの内部通報制度を設け、違反行為の早期発見と是正及び再発防止に努めるとともにコンプライアンスを徹底しております。なお、通報のあった事項については、迅速かつ適切な対応と監査役への定期的な報告を行いました。

3. インサイダー情報管理体制の強化

当社は、インサイダー情報管理等の強化の観点を踏まえ、インサイダー情報に接する可能性の高い管理部門の従業員から「秘密保持に関する誓約書」を取得するとともに、従前のインサイダー情報管理に関する規程類を「内部者取引管理規程」として統合し、より確認しやすいものとする事でインサイダー情報管理体制の強化を図りました。

4. 危機管理体制

当社は、「危機管理規程」及び「経営会議規程」に基づき、経営会議内に「危機管理部会」を置き、監視及び把握すべき危機事案に対する管理状況を報告し、未然防止、早期発見と早期解決、再発防止を図りました。また、災害発生時の対応について、従業員に対する安否確認の訓練を定期的実施し、周知徹底を図りました。

5. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めに基づく各種規程にて保存期間を設定し、情報の適切な保存及び保管を行いました。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営管理は、「業務分掌規程」及び「関係会社管理規程」並びに「海外関係会社管理規程」に基づき、当社の管理部門が子会社の経営管理体制を整備及び統括するとともに、当社の取締役及び従業員を子会社の取締役若しくは監査役へ派遣し、子会社における業務の適正性を監督しました。また、グループ内部監査部による子会社への内部監査を実施し、業務の適正性を確保しました。

7. 当社の監査役の職務執行について生ずる費用等の処理

当社は、当社の監査役の職務遂行について生ずる費用の前払い又は償還について、所定の手続きに従い、適切な運用を行いました。

8. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」等に従い、取締役会、経営会議その他重要会議に出席し、稟議案件の審議、重要情報及び問題点の報告を受けた上で、経營業績の分析、対策及び評価を検討することにより、職務遂行を監督並びに法令及び定款等への適合性を確保し、監査の実効性の向上を図りました。

また、会計監査人、グループ内部監査部など内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を行い、内部統制システム全般をモニタリングすることにより、効率的な運用についての助言を行うとともに監査の実効性の向上を図りました。

9. 反社会的勢力排除の体制

新規取引先に対しては、反社会的勢力への該当の有無を事前に調査し、継続取引先に対しても同様の調査を年1回実施しましたが、当事業年度においては反社会的勢力に該当する取引先は確認されませんでした。また、取引契約では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる「反社会的勢力排除条項」を明記するとともに、役員及び従業員の入社時には反社会的勢力との関わりを持たない旨の「誓約書」を提出することにより、反社会的勢力の排除に向けた体制の実効性の向上とその徹底を図りました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上と、経営体質強化のために必要な内部留保の確保を総合的に勘案した上で、株主の皆様に適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当事業年度の配当につきましては、財務状況を勘案し、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、業績の回復に全社をあげて対処し、早期に復配できますよう努力いたしますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

なお、A種優先株式につきましては、定款の定めにもとづき、優先配当いたします。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,047	流 動 負 債	20,409
現金及び預金	12,039	買掛金	811
信託預金	94	短期借入金	6,294
売掛金	965	1年内返済予定の長期借入金	10,025
預け金	271	1年内償還予定の社債	100
販売用不動産	516	未払金	498
商 品	28	未払費用	1,058
材料及び貯蔵品	214	未払法人税等	165
前払費用	623	株主優待引当金	93
短期貸付金	79	資産除去債務	65
未収入金	178	その他	1,295
貸倒引当金	△12	固 定 負 債	8,502
固 定 資 産	20,201	長期借入金	6,284
有形固定資産	9,970	リース債務	97
建物	3,406	資産除去債務	1,265
車両運搬具	8	長期前受収益	0
工具、器具及び備品	233	繰延税金負債	807
土地	531	その他	47
信託建物	3,318	負 債 合 計	28,911
信託土地	1,948	純 資 産 の 部	
リース資産	93	株 主 資 本	5,469
建設仮勘定	430	資 本 金	100
無 形 固 定 資 産	2,816	資 本 剰 余 金	7,733
のれん	2,761	利 益 剰 余 金	△2,292
商 標	0	自 己 株 式	△71
ソフトウエア	40	その他の包括利益累計額	94
その他	14	その他有価証券評価差額金	56
投資その他の資産	7,413	為替換算調整勘定	38
投資有価証券	1,105	新 株 予 約 権	1
長期前払費用	107	非 支 配 株 主 持 分	772
差入保証金	4,335		
繰延税金資産	1,797	純 資 産 合 計	6,336
その他	95	負 債 ・ 純 資 産 合 計	35,248
貸倒引当金	△27		
資 産 合 計	35,248		

(注) 記載金額はいずれも、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年3月1日から)
(2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	32,235		
売上原価	7,033		
販売費及び一般管理費	25,201		
営業利益	24,734		
営業外収益	467		
受取利息	0		
受取配当金	33		
受取地代	1		
受取金の収入	87		
受取家の収入	459		
受取他の収入	85		667
営業外費用	145		
支払利息	79		
支払手数料	21		
支払の差額	10		
支払の利益	39		296
特別利益	838		
固定資産売却益	0		
立退資産の補償	590		
立退資産の損失	24		614
特別損失	24		
固定資産の除損	296		
固定資産の損失	32		353
税金等調整前当期純利益	1,099		
法人税、住民税及び事業税	228		
法人税、住民税及び事業税調整	△57		171
当期純利益	928		
非支配株主に帰属する当期純利益	53		
親会社株主に帰属する当期純利益	875		

(注) 記載金額はいずれも、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から)
(2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100	7,733	△3,238	△71	4,522
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△0		△0
親会社株主に帰属する 当期純利益			875		875
連結範囲の変動に伴う 利益剰余金の増減			73		73
そ の 他			△1		△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	946	—	946
当 期 末 残 高	100	7,733	△2,292	△71	5,469

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	△16	16	△0	5	713	5,240
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△0
親会社株主に帰属する 当期純利益						875
連結範囲の変動に伴う 利益剰余金の増減						73
そ の 他						△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	72	22	95	△4	58	149
連結会計年度中の変動額合計	72	22	95	△4	58	1,096
当 期 末 残 高	56	38	94	1	772	6,336

(注) 記載金額はいずれも、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- | | |
|--------------|--|
| ・連結子会社の数 | 11社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | 株式会社ダイヤモンドダイニング
株式会社エスエルディー
湘南レーベル株式会社 |
| ・連結の範囲の変更 | 連結子会社であった株式会社MEA（旧株式会社フードビジネスキャスティング）は、2023年2月28日に第三者割当有償増資をしたことにより持分比率が低下したため、同日をもって、連結の範囲から除外し持分法適用の関連会社としております。 |

② 非連結子会社の状況

- | | |
|---------------|---|
| ・非連結子会社の数 | 1社 |
| ・非連結子会社の名称 | 株式会社DDプラス |
| ・連結の範囲から除いた理由 | 株式会社DDプラスは小規模会社であることから、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。 |

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用した関連会社

- | | |
|-------------|---|
| ・関連会社の名称 | 株式会社MEA |
| ・持分法適用範囲の変更 | 連結子会社であった株式会社MEAは、2023年2月28日に第三者割当有償増資をしたことにより持分比率が低下したため、同日をもって、連結の範囲から除外し持分法適用の関連会社としております。 |

③ 持分法を適用しない非連結子会社

- | | |
|------------|-----------|
| ・非連結子会社の名称 | 株式会社DDプラス |
|------------|-----------|

・持分法を適用しない理由 非連結子会社は、親会社株主に帰属する当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

④ 持分法を適用しない関連会社

・関連会社の名称

株式会社土佐社中

・持分法を適用しない理由

関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、合同会社CHEER、Diamond Dining Singapore Pte.Ltd.、及びDiamond Dining Macau Limitedの決算日は2022年12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、湘南ファンド第1号特定目的会社の当期の決算日は2022年9月30日、合同会社ホテルバンクの当期の決算日は2022年3月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、湘南ファンド第1号特定目的会社、合同会社ホテルバンクについては連結決算日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

販売用不動産

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

商品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く)
- 当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。
ただし1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 2～34年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |
- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)
- 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- ハ. リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ニ. 長期前払費用
- 定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 株主優待引当金
- 株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

イ. 飲食・アミューズメント事業

飲食店におけるサービスの提供による収益は、店舗において顧客からの注文に応じて、飲食サービスを提供した時点で収益を認識しております。アミューズメント施設の運営については、顧客がプレーした時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。コンテンツ企画サービスの一部であるプロデュースは、顧客との受託業務契約に基づいて、店舗の運営業務を提供する履行義務を負っております。当該受託業務契約は、一定期間の履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足度に応じて収益を認識しております。

ロ. ホテル・不動産事業

ホテル・不動産事業については、主に宿泊約款に基づき、ホテルの宿泊利用サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務はサービスを提供した時点で充足されるものであり、完了時点において収益を認識しております。宿泊代金については、主に宿泊客のチェックアウト時に支払いを受けております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれん及びのれん相当額の償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法で処理しております。

3. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響、及び利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

4. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生ずる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度
飲食・アミューズメント売上	28,616
コンテンツ売上	847
ホテル・不動産売上	2,495
顧客との契約から生じる収益	31,958
その他の収益	277
外部顧客への売上	32,235

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 顧客との契約から生じた債権等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	483
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	964

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
店舗等に係る固定資産	12,722
全社に係る固定資産	65
減損損失	296

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、主に各店舗等を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆候がある店舗等について、割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は店舗等の使用価値により測定され、使用価値がマイナスとなった場合には回収可能価額を零として算出しております。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

店舗等の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された予算に基づき算定しております。翌期の予算については、当連結会計年度の下期から売上高が順調に回復している状況を踏まえ、消費動向は徐々に回復し、新型コロナウイルス感染症の影響については、概ね正常化していくとの仮定を置いております。

また、資源価格の高騰や為替市場の円安進行等に関しては、厳しい環境が続くものの、(株)DDプラスの購買力を活かすこと等により、調達コストが安定していくとの仮定を置いております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りに用いた主要な仮定に変更が生じた場合、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があり、翌連結会計年度において新たに減損の兆候が識別され、減損損失を計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	1,797

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める会社分類に基づき、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、当連

結会計年度における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、取締役会で承認された予算に基づき、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り算定しています。翌期の予算については、当連結会計年度の下期から売上高が順調に回復している状況を踏まえ、消費動向は徐々に回復し、新型コロナウイルス感染症の影響については、概ね正常化していくとの仮定を置いております。

また、資源価格の高騰や為替市場の円安進行等に関しては、厳しい環境が続くものの、(株)DDプラスの購買力を活かすこと等により、調達コストが安定していくとの仮定を置いております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りに用いた主要な仮定に変更が生じた場合、課税所得の実績が見積金額と乖離する可能性があり、翌連結会計年度において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) のれんの減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
のれん	2,761

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、戦略的施策の一環として、国内をベースに買収・出資等を実施しており、これらの企業結合取引により生じた対象会社の超過収益力を、のれんとして連結貸借対照表に計上しております。のれんの減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定は、対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候があると識別された対象会社については、残存償却期間に対応した対象会社から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんの帳簿価額とを比較し、前者が後者を下回る場合には、のれんの減損損失を計上しております。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された予算に基づき算定しております。翌期の予算については、当連結会計年度の下期から売上高が順調に回復している状況を踏まえ、消費動向は徐々に回復し、新型コロナウイルス感染症の影響については、概ね正常化していくとの仮定を置いております。

また、資源価格の高騰や為替市場の円安進行等に関しては、厳しい環境が続くものの、(株)DDプラスの購買力を活かすこと等により、調達コストが安定していくとの仮定を置いております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りに用いた主要な仮定に変更が生じた場合、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があり、翌連結会計年度において新たに減損の兆候が識別され、減損損失を計上する可能

性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

金融機関からの借入金の担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

① 担保に供している資産

現金及び預金	7,099百万円
売掛金	813百万円
未収入金	19百万円
流動資産「その他」	9百万円
投資有価証券	732百万円
土地・建物	980百万円
差入保証金	4,186百万円
計	13,842百万円

② 上記に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	6,854百万円
長期借入金	4,861百万円
計	11,715百万円
(うちノンリコースローン)	(2,074百万円)

(注) 上記のほか、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の担保として当社が保有する連結子会社株式及び優先出資持分を差し入れております。

また、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の担保として連結子会社が保有する信託受益権、優先出資持分及び匿名組合出資持分を差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額 \triangle 12,305百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末の株式数
普通株式	18,442,720株	一株	一株	18,442,720株
A種優先株式	50,000株	一株	一株	50,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末の株式数
普通株式	338,751株	一株	一株	338,751株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

- ・株式の種類 A種優先株式
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 0百万円
- ・1株当たり配当額 10円96銭
- ・基準日 2022年2月28日
- ・効力発生日 2022年5月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 2023年5月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

- ・株式の種類 A種優先株式
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 200百万円
- ・1株当たり配当額 4,000円00銭
- ・基準日 2023年2月28日
- ・効力発生日 2023年5月29日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安全性の高い短期的な預金等に限定して運用しております。また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び社債等により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに回収期日及び残高を管理することにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に取引先の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金・未払金及び未払費用は、1年以内の支払い期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成、更新するなどの方法により管理しております。

借入金及び社債の用途は運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的としたものであり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。(注4)参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	782	782	—
(2) 差入保証金	4,335	4,274	△61
資産計	5,118	5,056	△61
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	16,309	16,314	4
(2) リース債務 (1年内返済予定のリース債務含む)	134	133	△1
負債計	16,444	16,447	3

(注1) 現金及び預金、信託預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、1年内償還予定の社債は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の合計額を記載しております。

(注3) リース債務には、1年内返済予定のリース債務及びリース債務の合計額を記載しております。

(注4) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度末 (2023年2月28日現在)
非上場株式(※)	322

(※) 市場価格がない株式等には、非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2023年2月28日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	782	—	—	782
資産計	782	—	—	782

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2023年2月28日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	4,274	—	4,274
資産計	—	4,274	—	4,274
長期借入金	—	16,314	—	16,314
リース債務	—	133	—	133
負債計	—	16,447	—	16,447

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価として分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、賃貸借契約の終了期間を考慮した保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務、長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	20円10銭
(2) 1株当たり当期純利益	37円30銭

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	16,276	流 動 負 債	14,307
現金及び預金	3,306	短期借入金	6,279
売掛金	15	1年内返済予定の長期借入金	6,772
原材料及び貯蔵品	7	未払金	64
前払費用	68	未払費用	712
関係会社短期貸付金	12,819	未払法人税等	7
未収入金	57	未払消費税等	77
その他の資産	2	預り金	33
固定資産	10,304	株主優待引当金	355
有形固定資産	45	その他	4
建物	35	固定負債	4,070
工具、器具及び備品	10	長期借入金	3,982
無形固定資産	20	関係会社長期借入金	70
商標	0	資産除去債務	18
ソフトウェア	19	その他	0
電話加入権	0	負債合計	18,377
投資その他の資産	10,239	純資産の部	
投資有価証券	744	株主資本	8,157
関係会社株式	7,152	資本金	100
関係会社出資金	1,805	資本剰余金	7,755
長期前払費用	30	資本準備金	25
差入保証金	99	その他資本剰余金	7,730
繰延税金資産	333	利益剰余金	373
その他	73	その他利益剰余金	373
		別途積立金	0
		繰越利益剰余金	372
		自己株式	△71
		評価・換算差額等	46
		その他有価証券評価差額金	46
資産合計	26,581	純資産合計	8,203
		負債・純資産合計	26,581

(注) 記載金額はいずれも、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	1,606
営業費用	1,393
営業利益	212
営業外収益	
受取利息	125
その他	75
営業外費用	
支払利息	117
営業外支払手数料	18
支払保証料	21
その他	11
経常利益	169
特別利益	243
貸倒引当金戻入額	158
特別損失	
固定資産除却損	0
関係会社株式評価損	71
投資有価証券評価損	19
税引前当期純利益	91
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	△61
当期純利益	△58
	369

(注) 記載金額はいずれも、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金計
				別 積 立	途 金	繰 越 利 益 金	
当 期 首 残 高	100	25	7,730	7,755	0	3	4
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△0	△0
当期純利益						369	369
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—			—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	368	368
当 期 末 残 高	100	25	7,730	7,755	0	372	373

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当 期 首 残 高	△71	7,788	△19	△19	2	7,771
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△0				△0
当期純利益		369				369
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	65	65	△2	63
事業年度中の変動額合計	—	368	65	65	△2	432
当 期 末 残 高	△71	8,157	46	46	—	8,203

(注) 記載金額はいずれも、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 2～8年

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響、及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 収益認識に関する注記

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。

経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた経営指導等の役務を提供することが履行義務であり、契約期間を通じて当社の履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式	7,152
関係会社出資金	1,805
関係会社貸付金	12,819
関係会社株式評価損	71

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は純粋持株会社であり、当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式及び関係会社出資金は、事業を営む子会社の株式または出資金であります。関係会社株式及び関係会社出資金については、取得原価を貸借対照表価額としており、当該関係会社の財務状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、将来利益計画に基づき、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しております。また、関係会社への貸付金については債務者の財政状態等に応じて回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

ロ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社株式及び関係会社出資金の回復可能性、関係会社貸付金の回収可能性については、取締役会で承認された予算に基づき検討を行っております。翌期の予算については、当事業年度の下期から売上高が順調に回復している状況を踏まえ、消費動向は徐々に回復し、新型コロナウイルス感染症の影響については、概ね正常化していくとの仮定を置いております。

また、資源価格の高騰や為替市場の円安進行等に関しては、厳しい環境が続くものの、(株)DDプラスの購買力を活かすこと等により、調達コストが安定していくとの仮定を置いております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りに用いた主要な仮定に変更が生じた場合、実績が見積金額と乖離する可能性があり、翌事業年度において関係会社株式及び関係会社出資金の回復可能性、関係会社貸付金の回収可能性がないと判断され、関係会社株式の減損処理または関係会社貸倒引当金の計上が必要となる可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産	333

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 5. 会計上の見積りに関する注記(2) 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

金融機関からの借入金の担保に供している資産及びこれに対応する債務は、次のとおりであります。

① 担保に供している資産

現金及び預金	624百万円
関係会社株式	5,781百万円
関係会社出資金	1,718百万円
投資有価証券	732百万円
計	8,857百万円

② 上記に対応する債務

1年内返済予定の借入金	4,662百万円
長期借入金	3,762百万円
計	8,424百万円

(注) 上記のほか、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の担保として、株式質権、第1号優先出資持分質権、第2号優先出資持分質権、匿名組合出資持分質権、預金債権質権が設定されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額 Δ 143百万円

(3) 保証債務

債務保証

関係会社の借入金についての債務保証を行っております。

株式会社ダイヤモンドダイニング	808百万円
湘南レーベル株式会社	208百万円
計	1,016百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	4百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引による取引高	
経営指導料（営業収益）	1,487百万円
受取配当金（営業収益）	119百万円
営業取引以外の取引高	
受取利息	125百万円
支払利息	2百万円
その他(営業外費用)	21百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	338,751株	一株	一株	338,751株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因は、繰越欠損金、株主優待引当金であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社ダイヤモンドダイニング	100百万円	株式会社	所有・直接100%	4名	役員の兼任 債務保証 経営指導 資金の貸付	債務保証	808	—	—
							経営指導料の受入(注)1.	1,323	—	—
							資金の貸付(注)2.	23,503	関係会社 短期貸付金	12,583
							資金の回収	23,128		
							利息の受取	123	—	—
子会社	株式会社エスエルディー	48百万円	株式会社	所有・直接42.9%	2名	役員の兼任 債務被保証	保証料の支払い(注)3.	21	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社が子会社の経営管理を行っており、経営指導料は子会社の規模に基づいて決定しております。

2. 株式会社ダイヤモンドダイニングに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定していません。

3. 当社が行う融資に対する保証を受けるもので、保証料率は主たる債務者の信用リスク等を勘案の上で合理的に決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

165円90銭

(2) 1株当たり当期純利益

9円36銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月20日

株式会社DDホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

柴谷

哲朗

Ⓔ

公認会計士

清水

幸樹

Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社DDホールディングスの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社DDホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月20日

株式会社DDホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 柴谷 哲朗 ㊞

公認会計士 清水 幸樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社DDホールディングスの2022年3月1日から2023年2月28日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、グループ内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、店舗及び施設において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月21日

株式会社 D D ホールディングス
監査役会

常勤社外監査役 西村 康裕 ㊟

社外監査役 齋藤 哲男 ㊟

社外監査役 石田 茂之 ㊟

以上

株主総会会場のご案内

会場

住友不動産御成門タワー
ベルサール御成門タワー3階
〒105-0011 東京都港区芝公園一丁目1番1号

日時

2023年5月26日(金曜日)午後1時
(受付開始予定時刻12時30分)

開催場所が昨年と異なりますので、
お間違えのないようご注意ください。

当日の懇親会の開催並びにお土産等の
配布はございません。何卒ご理解くださ
いますようお願い申し上げます。

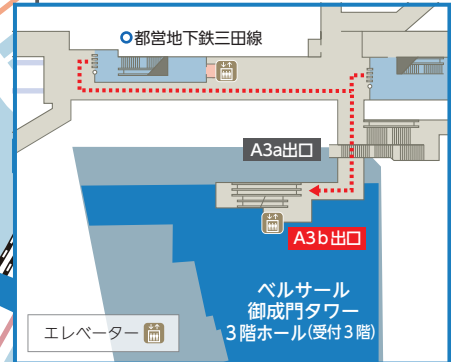


交通のご案内

都営地下鉄

●三田線

「御成門駅」A3b出口 直結



●大江戸線・浅草線

「大門駅」A4出口 6分

JR

●JR各線「浜松町駅」北口 10分

東京モノレール

●「モノレール浜松町駅」北口 11分

※駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださ
いますようお願い申し上げます。

株式会社DDホールディングス TEL 03-6858-6080(代表)
〒108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田NNビル18F